

犯罪被害者等の支援に携わる関係機関・団体の連携に関する現状把握調査 (事務局案)

調査対象機関・団体及び調査項目について、下記の通り、事務局案を作成した。

本案中、下線部分については、事前にいただいた構成員からの御意見及び調査機関の選定過程での議論を踏まえ、加筆修正している。

1．調査目的

関係機関・団体における連携の現状について把握することにより、連携が十分でない部分の改善強化や更なる連携の在り方に関する検討に資するものである。

2．調査対象機関・団体

各都道府県に所在する、公的・民間の犯罪被害者等のための支援に携わる関係機関・団体（関係機関・団体の詳細は別紙1のとおり。）

なお、調査の結果、新たに機関・団体が判明すれば、当該機関・団体に追加調査を実施。

3．調査実施期間

8月～10月

4．調査項目

「調査対象機関・団体の属性等」、「他機関・団体からの紹介」、「他機関・団体への紹介」、「紹介に際し被害者等に提供している情報等」、「紹介に際しての被害者等からの要望等」、「支援ネットワーク」、「今後の連携のあり方」について、選択式、×式及び自由記述の形式で回答いただくものとする（調査項目の詳細は別紙2のとおり。）

5．調査方法

郵送調査のほか、ヒアリング調査の実施も検討。

6．調査結果

第6回検討会（10月下旬頃を予定）において報告。

また、調査結果を単体（「犯罪被害者等の支援における関係機関・団体の連携の現状について（仮称）」）として公表することも検討。

7．その他

調査に当たっては、外部の調査機関に委託する予定であり、現在、調査機関の選定中。

最終的な調査方法、対象機関・団体及び項目については、本検討会における議論を踏まえ、調査機関と調整の上、決定する。

1	配偶者暴力相談支援センター
2	女性センター / 男女共同参画センター
3	消費生活センター
4	(財)交通事故紛争処理センター
5	交通事故相談所(地方公共団体)
6	都道府県警察
7	交通安全活動推進センター
8	暴力追放運動推進センター
9	損害保険相談室(日本損害保険協会)
10	検察庁(被害者支援員)
11	法務局及び地方法務局
12	人権相談所
13	外国人在留総合インフォメーションセンター
14	<u>刑事施設(拘置所、刑務所及び少年刑務所)</u>
15	少年院
16	少年鑑別所
17	保護観察所
18	地方更生保護委員会
19	司法書士会 (法律相談センター・総合相談センター)
20	弁護士会

21	労働紛争調整委員会
22	精神保健福祉センター
23	都道府県労働局総合労働相談コーナー
24	医師会
25	産婦人科医師会
26	臨床心理士会
27	<u>医療機関（病院・診療所）</u>
28	福祉事務所
29	保健所
30	女性相談所
31	児童相談所
32	婦人保護施設
33	<u>児童福祉施設（乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター）</u>
34	公共職業安定所
35	<u>都道府県社会福祉協議会</u>
36	<u>市町村社会福祉協議会</u>
37	（財）日弁連交通事故相談センター
38	（財）自賠責保険・共済紛争処理機構
39	海上保安庁
40	家庭裁判所
41	簡易裁判所

42	地方裁判所
43	高等裁判所
44	最高裁判所
45	地方公共団体窓口（警察を除く）
46	学校
47	教育委員会
48	民間被害者支援団体
49	民間シェルター（DV・人身取引）
50	被害者自助グループ

- : 構成員意見反映部分

... : 事務局意見反映部分

調査対象機関・団体の属性及び相談・問合せ等の現況について

- ・ 機関・団体名
- ・ 主に対応している犯罪被害者類型（犯罪被害者全般、交通事故、性犯罪、児童虐待、DV、ストーカー、その他の区分）
- ・ 犯罪被害者等に係る情報の管理方法（文書管理、電子管理〔単純電子データ、罪名・性別・相談内容等のデータ管理、自機関・団体のみ閲覧可能、他機関・団体とのデータ共有あり、その他の区分〕、その他の区分）
- ・ 実施している犯罪被害者等への支援サービスの内容

他機関・団体からの紹介について

- ・ 紹介元の機関・団体
- ・ 紹介元から提供された情報（被害罪種、被害の経緯・詳細、これまで対応した機関・団体又は支援内容の履歴、紹介元機関・団体における支援内容、犯罪被害者等の要望等、支援における留意点・所見等、特になし、その他の区分）
- ・ 紹介元への支援等結果の伝達の有無
- ・ 紹介元から提供された情報の伝達方法（電話、文書、メール、その他の区分）
- ・ 紹介元から提供してほしい情報（被害罪種、被害の経緯・詳細、これまで対応した機関・団体又は支援内容の履歴、紹介元機関・団体における支援内容、犯罪被害者等の要望等、支援における留意点・所見等、特になし、その他の区分）

他機関・団体への紹介について

- ・ 紹介先の機関・団体
- ・ 紹介先の機関・団体における支援内容等の把握の程度
- ・ 紹介先へ提供した情報（被害罪種、被害の経緯・詳細、これまで対応した機関・団体又は支援内容の履歴、貴機関・団体における支援内容、犯罪被害者等の要望等、支援における留意点・所見等、特になし、その他の区分）
- ・ 紹介先からの支援等結果の伝達の有無
- ・ 紹介先へ提供した情報の伝達方法（電話、文書、メール、その他の区分）

紹介に際し犯罪被害者等に提供している情報等について

- ・ 紹介に際して犯罪被害者等に提供している情報等の内容（紹介先の支援内容等の説明、紹介先のパンフレット等の配布、紹介先の電話番号、紹介先の担当部署・担当者、紹介先での相談等に係る訪問日時等の予約状況、その他の区分）

紹介に際しての犯罪被害者等からの要望等について

- ・ 紹介に際しての犯罪被害者からの要望等（苦情を含む）の内容

支援ネットワークについて

- ・ 現在参画している支援ネットワークの有無
- ・ 支援ネットワークに参画している他機関・団体の分野
- ・ 支援ネットワークに関する定期的な情報交換・会合の有無
- ・ 支援ネットワークの問題点

今後の連携の在り方について

- ・ 連携を図る上での問題点
- ・ 今後新たに連携が求められる機関・団体
- ・ 今後必要と思われる連携の在り方

犯罪被害者等の支援に携わる関係機関・団体の連携に関する
現状把握調査についての厚生労働省意見に対する内閣府意見

【調査実施に関して】

調査実施に際しては、都道府県・政令指定都市の犯罪被害者担当窓口が設置されたことから、その窓口を経由して調査されることとされたい。

【内閣府意見】

地方公共団体については、都道府県のほかに政令指定都市以外の市町村も含めた調査の実施を考えているところである。一方、犯罪被害者担当窓口が設置されていない地方公共団体も存在すると認識している。

調査方法については、調査会社と調整することとしたい。

【調査対象について】

調査対象として、「婦人保護施設」「民間シェルター（DV・人身取引）」があげられているが、被害者等が婦人相談所から入所措置や委託により入所する生活の場となる施設であり、被害者等の相談を一義的に受けないことから、削除されたい。ただ、「病院」と同様、「（回答様式のみ記載）」は可。

【内閣府意見】

連携調査の目的は、相談のみならず、犯罪被害者等に対する支援を行う際に、機関・団体間において適切な「橋渡し」ができているかどうかを把握するためのものである。

婦人保護施設等については、婦人相談所からの入所措置等といった、いわば「橋渡し」を受ける機関等であるところ、本調査の対象機関等の一つであると考える。

よって、原案どおりとしたい。

様々な事情により、やむを得ず離職したり、新たに仕事を探す必要が生じた方に対しては、公共職業安定所において求職者の置かれた状況に応じたきめ細かな就職支援を行っているところである。しかし、公共職業安定所の相談窓口では、犯罪被害者等が自ら状況を説明しない限り、求職者が犯罪被害者等であるかどうかを確認することはできず、公共職業安定所において、犯罪被害者の類型や相談状況等を統計的に把握することは困難である。したがって、当該調査の調査対象から公共職業安定所を外していただきたい。

【内閣府意見】

公共職業安定所については、犯罪被害者等基本計画において、犯罪等の被害によりやむを得ず仕事を辞めざるを得なくなった被害者等に対し、「きめ細やかな就職支援の適正な実施に努める」とされていることから、まさに本調査の対象機関の一つであると考えます。

よって、原案どおりとしたい。

【質問】

仮に調査を実施する場合、全てのハローワークが調査対象となるのか。

【内閣府意見】

実りある調査とするため、なるべく多くの機関・団体を対象としたいと考えている。

病院と診療所を含めて医療機関と呼ぶが、機関・団体一覧において病院しか記載されていない。診療所は連携対象にならないのか。

【内閣府意見】

医療機関全般を考えていることから、ご指摘を踏まえ、「医療機関（病院・診療所）」と修正したい。

【調査項目について】

回答様式 及び

「紹介に際して提供を受けている情報・提供している情報」をきく前に、各機関・団体と連携しているか否かの回答欄を設けられたい。

【内閣府意見】

ご指摘を踏まえ、調査会社と調整することとしたい。

回答様式 及び

「紹介に際して提供を受けている情報・提供している情報」について、「個人情報取り扱い」についての項目は設けられないのか。

【内閣府意見】

ご指摘の趣旨が不明であるが、当該項目については、情報の内容・伝達方法を調査することとしている。

回答様式 及び の自由記述

回答数が限られることが予想され、統計的処理が困難になることから、項目を設けるなどの工夫が必要ではないか。

【内閣府意見】

自由記述式は、選択式では知ることのできない、いわゆる「生の声」を把握することができると考えており、そうした観点から、被害者等からの要望や各機関・団体が感じている連携を図る上での問題点については、自由記述式としたものである。

犯罪被害者等の支援に携わる関係機関・団体の連携に関する現状
把握調査についての厚生労働省意見 に対する内閣府意見

【調査対象について】

「都道府県社会福祉協議会」「市町村社会福祉協議会」を追加していただきたい。各市区町村・都道府県社会福祉協議会において、児童虐待の防止や高齢者虐待の防止に関する取組を行っている社協があるため（全ての社協ではないが）。

取組例：

- ・子育てを行う親の拘留を図り、孤立を防ぐための「子育てサロン」の開設
- ・相談事業
- ・家庭訪問
- ・広報誌やHPを通じた情報提供

など。

全国社会福祉協議会は、直接、被害者の方と接するような支援は行ってはいないため除く。

【内閣府意見】

ご意見を踏まえ、「都道府県社会福祉協議会」及び「市町村社会福祉協議会」を対象機関・団体に含めることとしたい。

医師会は外していただきたい。医師会は医師の団体であって、犯罪被害者からの相談等は医療機関が受けているところであり、医師会は当該連携調査の調査対象として適切ではないため。

【内閣府意見】

前回第4回会合の「現行の取組に関する行政からのヒアリング」から、「被害者支援連絡協議会」や「要保護児童対策地域協議会」において、「医師会」に参画いただき、「医師会」を通じて適切な医療機関へと「橋渡し」といった連携が行われている現状が明らかになったものと認識しており、連携調査対象機関・団体の一つと考えられることから、原案どおりとしたい。

犯罪被害者等の支援に携わる関係機関・団体の連携に関する
現状把握調査についての警察庁意見に対する内閣府意見

1．警察庁意見

事務局案では、回答様式 において、関係機関・団体から被害者等の要望等について把握することを予定しているが、本検討会では犯罪被害者等からの視点に立ち、関係機関・団体の連携上の問題点等について把握する必要があることから、民間被害者支援団体や被害者自助グループを介する等し、犯罪被害者等からも直接調査すべきと考える。

なお、犯罪被害者等からの調査については、次のような項目が考えられる。

犯罪被害者等への調査項目

被害を受けた犯罪類型

被害を受けた後、どのような支援が必要と感じたか

どのような機関・団体が、自分の受けた犯罪被害に関する支援活動を行っているかと認識していたか

相談や支援を受けるために訪れた機関・団体名（他の機関・団体へ紹介された場合を含む。複数の機関・団体があれば、その全ての機関・団体名）

ある機関・団体から他の機関・団体へ紹介された場合、紹介元から紹介先の機関・団体へはどのような情報提供が行われていたか

機関・団体から受けた支援の具体的な内容

犯罪被害者等の立場から、今後、支援を受けるにあたり、関係機関・団体の連携において必要と考えられる点（現状の問題点・改善点等）

2．内閣府意見

本調査の目的は、犯罪被害者等に対する支援等を行う機関・団体が適切な「橋渡し」ができていないかどうかを把握することであり、あくまで、機関・団体間の連携の現状把握を狙いとしている。そのため、調査の対象は、従前より犯罪被害者等に対する支援等を実施している関係機関・団体に絞って選定しており、犯罪被害者等当事者はその対象としていない。

また、本調査は、これまでの犯罪被害者等からの要望等を踏まえた上で、犯罪被害者等が途切れのない支援を受ける上では関係機関・団体の連携が現状では不十分ではないかという前提の下に行われるものである。

さらには、被害を受けた犯罪類型や状況等の事情が個々に異なる中で、関係機関・団体の連携に対する個別の犯罪被害者等の印象を把握したところで、本調査の趣旨に鑑みれば、適切な「橋渡し」ができていないかを把握できるものとは考えられない。

なお、ご意見にあるような犯罪被害者等からの直接調査の別途の実施は、費用や期間といった制約から難しいことも、ご理解いただきたい。

連携調査対象機関・団体一覧(案)

内閣府犯罪被害者等施策推進室

番号	機関・団体名	番号	機関・団体名
1	配偶者暴力相談支援センター	25	医師会
2	女性センター / 男女共同参画センター	26	産婦人科医師会
3	消費生活センター	27	臨床心理士会
4	(財)交通事故紛争処理センター	28	病院 (回答様式のみに記載)
5	交通事故相談所 (地方公共団体)	29	福祉事務所
6	都道府県警察	30	保健所
7	交通安全活動推進センター	31	女性相談所
8	暴力追放運動推進センター	32	児童相談所
9	損害保険相談室 (日本損害保険協会)	33	婦人保護施設
10	検察庁 (被害者支援員)	34	児童福祉施設
11	法務局及び地方法務局	35	公共職業安定所
12	人権相談所	36	(財)日弁連交通事故相談センター
13	外国人在留総合インフォメーションセンター	37	(財)自賠責保険・共済紛争処理機構
14	拘置所	38	海上保安庁
15	刑務所	39	家庭裁判所
16	少年院	40	簡易裁判所
17	少年鑑別所	41	地方裁判所
18	保護観察所	42	高等裁判所
19	地方更生保護委員会	43	最高裁判所
20	司法書士会 (法律相談センター 総合相談センター)	44	地方公共団体窓口 (警察を除く)
21	弁護士会	45	学校 (回答様式のみに記載)
22	労働紛争調整委員会	46	教育委員会
23	精神保健福祉センター	47	民間被害者支援団体
24	都道府県労働局総合労働相談コーナー	48	民間シェルター (DV・人身取引)

番号	機関・団体名	番号	機関・団体名
49	被害者自助グループ	73	
50	放送と人権等権利に関する委員会機構 (BRO/BRC)	74	
51		75	
52		76	
53		77	
54		78	
55		79	
56		80	
57		81	
58		82	
59		83	
60		84	
61		85	
62		86	
63		87	
64		88	
65		89	
66		90	
67		91	
68		92	
69		93	
70		94	
71		95	
72		96	

連携調査対象機関・団体一覧(案)

内閣府犯罪被害者等施策推進室

番号	機関・団体名	番号	機関・団体名
1	配偶者暴力相談支援センター	25	医師会
2	女性センター / 男女共同参画センター	26	産婦人科医師会
3	消費生活センター	27	臨床心理士会
4	(財)交通事故紛争処理センター	28	病院 (回答様式のみに記載)
5	交通事故相談所 (地方公共団体)	29	福祉事務所
6	都道府県警察	30	保健所
7	交通安全活動推進センター	31	女性相談所
8	暴力追放運動推進センター	32	児童相談所
9	損害保険相談室 (日本損害保険協会)	33	婦人保護施設
10	検察庁 (被害者支援員)	34	児童福祉施設
11	法務局及び地方法務局	35	公共職業安定所
12	人権相談所	36	(財)日弁連交通事故相談センター
13	外国人在留総合インフォメーションセンター	37	(財)自賠責保険・共済紛争処理機構
14	刑事施設 (拘置所, 刑務所及び少年刑務所)	38	海上保安庁
		39	家庭裁判所
16	少年院	40	簡易裁判所
17	少年鑑別所	41	地方裁判所
18	保護観察所	42	高等裁判所
19	地方更生保護委員会	43	最高裁判所
20	司法書士会 (法律相談センター 総合相談センター)	44	地方公共団体窓口 (警察を除く)
21	弁護士会	45	学校 (回答様式のみに記載)
22	労働紛争調整委員会	46	教育委員会
23	精神保健福祉センター	47	民間被害者支援団体
24	都道府県労働局総合労働相談コーナー	48	民間シェルター (DV・人身取引)

番号	機関・団体名	番号	機関・団体名
49	被害者自助グループ	73	
50		74	
51		75	
52		76	
53		77	
54		78	
55		79	
56		80	
57		81	
58		82	
59		83	
60		84	
61		85	
62		86	
63		87	
64		88	
65		89	
66		90	
67		91	
68		92	
69		93	
70		94	
71		95	
72		96	

平成18年8月2日

内閣府担当官 殿

警 察 庁

犯罪被害者等の支援に携わる関係機関・団体の連携に関する現状把握調査
(事務局案) に対する意見について

標記調査の事務局案に対し当庁の意見を次のとおり提出します。

1 意見

事務局案では、回答様式 において、関係機関・団体から被害者等の要望等について把握することを予定しているが、本検討会では犯罪被害者等からの視点に立ち、関係機関・団体の連携上の問題点等について把握する必要があることから、民間被害者支援団体や被害者自助グループを介する等し、犯罪被害者等からも直接調査すべきと考える。

なお、犯罪被害者等からの調査については、次のような項目が考えられる。

犯罪被害者等への調査項目

被害を受けた犯罪類型

被害を受けた後、どのような支援が必要と感じたか

どのような機関・団体が、自分の受けた犯罪被害に関する支援活動を行っている
と認識していたか

相談や支援を受けるために訪れた機関・団体名(他の機関・団体へ紹介された場合を含む。
複数の機関・団体があれば、その全ての機関・団体名)

ある機関・団体から他の機関・団体へ紹介された場合、紹介元から紹介先の機関・
団体へはどのような情報提供が行われていたか

機関・団体から受けた支援の具体的な内容

犯罪被害者等の立場から、今後、支援を受けるにあたり、関係機関・団体の
連携において必要と考えられる点(現状の問題点・改善点等)

など

以 上

犯罪被害者等の支援に携わる関係機関・団体の連携に関する現状把握調査 についての意見

【調査実施に関して】

調査実施に際しては、都道府県・政令指定都市の犯罪被害者担当窓口が設置されたことから、その窓口を経由して調査されることとされたい。

【調査対象について】

調査対象として、「婦人保護施設」「民間シェルター（DV・人身取引）」があげられているが、被害者等が婦人相談所から入所措置や委託により入所する生活の場となる施設であり、被害者等の相談を一義的に受けないことから、削除されたい。ただ、「病院」と同様、「(回答様式のみ記載)」は可。

様々な事情により、やむを得ず離職したり、新たに仕事を探す必要が生じた方に対しては、公共職業安定所において求職者の置かれた状況に応じたきめ細かな就職支援を行っているところである。しかし、公共職業安定所の相談窓口では、犯罪被害者等が自ら状況を説明しない限り、求職者が犯罪被害者等であるかどうかを確認することはできず、公共職業安定所において、犯罪被害者の類型や相談状況等を統計的に把握することは困難である。したがって、当該調査の調査対象から公共職業安定所を外していただきたい。

【質問】

仮に調査を実施する場合、全てのハローワークが調査対象となるのか。

病院と診療所を含めて医療機関と呼ぶが、機関・団体一覧において病院しか記載されていない。診療所は連携対象にならないのか。

【調査項目について】

回答様式 及び

紹介に際して提供を受けている情報・提供している情報」をきく前に、各機関・団体と連携しているか否かの回答欄を設けられたい。

回答様式 及び

紹介に際して提供を受けている情報・提供している情報」について、「個人情報の取扱い」についての項目は設けられないのか。

回答様式 及び の自由記述

回答数が限られることが予想され、統計的処理が困難になることから、項目を設けるなどの工夫が必要ではないか。

犯罪被害者等の支援に携わる関係機関・団体の連携に関する現状把握調査 において留意していただきたいこと

厚生労働省

調査対象である「30女性相談所」は法律上の名称である「婦人相談所」とされたい。

また、DV法上は、「婦人相談所」は「1配偶者暴力相談支援センター」の中に含まれることをご理解いただき、調査されたい。

DV被害者関連については、「1配偶者暴力相談支援センター（婦人相談所を含む）」となるが、その他の被害者については、別立てとなる。

<両方に送付すると、2通同じ調査が行くことになります。>

「婦人相談所」「婦人保護施設」「民間シェルター（DV・人身取引）」については、被害者の保護、安全確保の観点から所在地について秘匿性が優先される。調査会社から直接郵送できないこともあることから、地方自治体を經由した調査を実施されたい。